

## 試験所における測定のトレーサビリティに関する方針の改定概要

1. 試験に関する定義の変更： ISO/IEC 17000 の制定により、「試験」に関する定義が変更されたため、従来の ISO/IEC Guide 2 の定義から変更した。
2. 基本原則に ILAC トレーサビリティ方針の基本方針を追記： ILAC トレーサビリティ方針への整合とトレーサビリティが可能でない場合の標準物質の利用に関する方針（これも ILAC 方針）の言及を目的とする追記。
3. 4.項を、「校正適用機器の区別」から「測定のトレーサビリティが要求される試験設備・装置等」として項目全体を改訂： 現行のトレーサビリティ方針では、校正を行う必要がある機器の選定基準として試験の不確かさの大きさに対する試験設備・装置等の不確かさを評価することのみが規定されており、定性試験や試験規格の要求によって試験の不確かさの評価が必要でないと分類された試験に使用される重要試験設備・装置等に対するトレーサビリティの配慮がなされていなかった。また、精密測定機器など不確かさの寄与分は少ないにしても試験結果の有効性に重大な影響を与える測定機器等についても配慮がなされていなかったため、不確かさ評価を行うという選別基準から、トレーサビリティ確保が必要な設備・装置として規定した。
4. JNLA, JCSS の認定（試験）事業者を登録（試験）事業者に変更： JNLA, JCSS の登録制度への移行に伴い、原則として「認定」を登録に置き換えた。ただし、海外の認定制度に掛かる「認定」や国際 MRA 対応の ILAC 組合せマークは「認定シンボル」として現行の表現を維持。
5. 6.2.3 項の ILAC, APLAC 相互承認メンバー以外の認定機関の記述を削除： ILAC/MRA が 50 機関を超え、APLAC もそのメンバー機関の大半が MRA メンバーとなった今、ILAC, APLAC/MRA メンバー以外の認定機関の認定を認める必要性がなくなったため、関連節を削除。
6. 基準器検査に係る記述を削除： 基準器検査が登録の対象となる試験所で使用される機器に対して提供される暫定条件（移行期間）の終了に伴い、基準器検査に関する記述全体を削除。ただし、法定計量の検定については、利用の可能性が皆無ではないため記述を維持。
7. ILAC トレーサビリティ方針の翻訳である附属書 2 を削除： ILAC トレーサビリティ方針は、JNLA だけでなく IAJapan 認定（登録）プログラム全体に適用するものであり、JNLA トレーサビリティ方針の一部とする必要を認めないため削除。この方針は IAJapan のウェブで ILAC 方針の翻訳として掲載する方向で検討する。